

・新卒者やUターン人材を採用したい。

【事業の概要】

1. 学卒求人確保・県内就職推進について

厳しい状況にある学卒求人確保やミスマッチの解消、高校生や大学生等の県内就職を推進するために、様々な取組みを行い県内企業の皆さまを支援します。

(1) 合同企業面談会

県内企業の人材確保や新規学卒者や既卒者などの求職者の県内就職を進めるために合同企業面談会を実施します。(年間10回)

詳しい日程等については、

長崎 面談 で 検索 してください。

(2) 民間就職サイトへの登録支援

就職希望の大学生の殆どが登録している民間の新卒就職サイトを県内中小企業等が利用した際に、掲載料の一部を県が支援します。

(3) 採用セミナーの開催

新規高卒者などの若年者の雇用を促すために、経営者や人事担当者の方々を対象としたセミナーを開催します。(年間6回)

(4) 県内企業人事担当者と進路指導者の名刺交換会

県内企業の人事担当者と高等学校の進路指導の先生が、お互いの情報交換と相互理解を深めるため、長崎・佐世保の2地区で名刺交換会を実施します。

(5) オープン・コーポレーション・ウィークの運営

高校生が応募先企業を選定する意思決定の絶好の機会となる「応募前職場見学会」を夏休み期間中に集中的に実施します。

(6) 職場見学会の開催

高校生に県内企業をよく知ってもらうために、高校2年生を対象とした職場見学会を開催します。

2. Uターン人材の確保について

即戦力となるU・Iターン人材の確保を支援するために、様々な取組みを行い県内企業の皆さまを支援します。

(1) 福岡での合同企業面談会の開催

民間の就職支援会社が福岡市内で開催する転職セミナーの一角を県が借り上げて、県内の中小企業等（5～8社程度）にブースを提供いたします。

(2) インターネット上の情報サイト「ながさきお仕事市場」等の運営

県の求人求職者情報サイト「ながさきお仕事市場」や20年度に新たに開設した工業高校OB専用サイト「ながさきお仕事市場T-plus（ティープラス）」を活用して求人と求職情報を提供し、求人企業と求職者がメールを通して直接やりとりができるサービスなどにより、両者を結びつけます。

(3) 民間就職サイトでの採用支援

広範囲な広報ができる民間の就職サイトを活用し、企業のUターン人材の採用を支援します。

【問い合わせ先】

産業労働部 雇用労政課 就業支援班

担当者：【学 卒】相良

【Uターン】白石

電 話：095-895-2711 FAX：095-895-2582

E-mail：s05460@pref.nagasaki.lg.jp

ながさきお仕事市場

検索

ここをクリック!

・未就職卒業生の体験就業を受け入れていただける企業を募集します。

【事業の概要】

1. 事業の内容

県との委託契約に基づき、未就職卒業生を新たに雇用（雇用期間は平成24年5月1日から平成25年2月28日までに6ヶ月となること）した上で、OJT、OFF-JTにより当該企業等で就職するために必要な知識、技術等を習得させるための体験就業を実施する。

2. 対象となる事業者

- (1) 就業地が県内にある事業者
- (2) 未就職卒業生の体験就業期間終了後、成果等を踏まえ、正規雇用として雇い入れることを前提としている事業者
- (3) 会計関係帳簿類並びに労働関係帳簿を整備している事業者
- (4) 雇用保険の適用事業者 等

3. 対象となる未就職卒業生

平成22年2月以降に中学校、高等学校、短大、大学、専門学校等を卒業した方で、就職先が未決定の方、または、卒業後安定した職業に就いた経験がないもの（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がないもの）

4. 委託料

- (1) 人件費
未就職卒業生に支払う給与（1人当たり16万円/月を上限とする）、通勤手当などの諸手当、社会保険料等の事業主負担分。
※ 人件費は合計額（人件費、事業費の計）の1/2以上とすること
- (2) 事業費
 - ① 研修費
未就職卒業生に対して行う研修に係る経費
例) 既存の従業員が指導にあたる間の当該従業員の賃金 等
 - ② その他
事業を実施する上で必要な経費 等
※ 研修費は事業費の3/5以上とすること。

【問い合わせ先】

産業労働部 雇用労政課 担当者：白石
 電話：095-895-2711
 FAX：095-895-2582
 E-mail：s05460@pref.nagasaki.lg.jp

・新分野進出や事業拡大に伴い、人材を確保したい。

【事業の概要】

1. 目的

将来の成長が期待できる分野における新分野進出や事業拡大への取り組みを支援するファンド助成事業等を活用する県内中小企業等に対して、失業者の体験雇用の業務を委託し、正社員としての就職に結びつけることを目的とする。

2. 対象となる事業者

次の(1)、(2)のいずれにも該当する中小企業者等

(1) 次の①～④のいずれかの助成金の交付決定がなされた中小企業等

- ① (財)長崎県産業振興財団が実施する「ナガサキ型新産業創造ファン助成事業」のうち商品化研究・開発支援事業
- ② (財)長崎県産業振興財団が実施する「長崎県地場企業支援ファンド助成事業」のうち設備投資支援事業
- ③ 長崎県商工会連合会が実施する「長崎県農商工連携ファンド事業」
- ④ 長崎県が実施する「新事業チャレンジ応援事業」

(2) 県との体験雇用に係る委託契約締結後に、失業者を新たに雇用(雇用期間が平成25年2月28日までに6か月以内の連続した期間となること)した上で、体験雇用を実施すること。

3. 委託料

(1) 人件費

- ① 雇用者に支払う給与(上限額:1人当たり16万円/月)
- ② 通勤手当などの諸手当
- ③ 社会保険料等の事業主負担分

※人件費は対象経費の合計額の1/2以上とすること。

(2) 研修費

雇用者に対して行う研修(OJT)に係る次の経費(原則、雇用者本人の負担が無いようにすること。)

例:既存の従業員が指導にあたる間の当該従業員の賃金 等

(3) その他

事業を実施する上で必要な経費 等

【問い合わせ先】

産業労働部 雇用労政課 就業支援班 担当者:白石

電話:095-895-2711

FAX:095-895-2582

E-mail:s05460@pref.nagasaki.lg.jp

・雇用創出事業臨時特例基金事業を活用して失業者等を新たに雇用したい。

【事業の概要】

・国から交付された「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を財源として、県に基金を創設し、県と市町で雇用創出のための各種事業を行っています。

○ 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業

(重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等緊急雇用対応事業)

①目的 離職を余儀なくされた非正規労働者などの失業者に対し、次の雇用までの雇用の機会を提供する。

②雇用方法 県または市町が直接、または、県・市町が委託した民間企業などがハローワーク等を通じて募集

③雇用期間 1年以内(更新不可、被災求職者※は更新可)

④事業実施要件 新規雇用の失業者の人件費割合は事業費の1/2以上
震災等緊急雇用対応事業の対象となる失業者は、被災求職者※又は平成23年3月11日以降に離職した失業者

⑤対象分野 ・重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業
介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、教育・研究、産業・雇用、文化・スポーツ、福祉・子育て、安全・安心、地域社会雇用

※未就職卒業生を対象とした事業は分野指定なし

・震災等緊急雇用対応事業 指定なし

⑥事業実施期間 平成24年度まで(震災等緊急雇用対応事業は一部平成25年度まで)

※被災求職者とは

東日本大震災等の影響による失業者(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者)

【問い合わせ先】

産業労働部 緊急雇用対策室 担当者：本多

電話：095-895-2731

FAX：095-895-2582

E-mail：yoshinari-honda@pref.nagasaki.lg.jp

HPアドレス：<http://www.pref.nagasaki.jp/shoukou/kinko/>